

(3) 年次有給休暇の取得状況 (平成19年)

平均取得日数
9.1日

(4) 育児休業等の取得状況 (平成19年度)

休業者の内訳	育児休業		部分休業	
	うち新規		うち新規	
取得者合計	16人	6人	1人	0人
うち女性	15人	5人	1人	0人
うち男性	1人	1人	0人	0人

4 職員の分限および懲戒処分状況 (平成19年度)

分限処分	免職	降任	休職		降給
			病気	起訴	
	0人	0人	2人	0人	0人
懲戒処分	免職	停職	減給		戒告
	0人	0人	0人		2人

5 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況 (平成19年度)

区 分	件 数
研修を受ける場合	220件
厚生事業に参加する場合	0件
その他任命権者が認めた場合 (心身の健康づくり、人間ドックなど)	1,208件

(2) 営利企業等従事の許可状況 (平成19年度)

許可件数	許可事例
2件	職員が消防団員となる場合

6 職員の研修の状況 (平成19年度)

区 分	コース数	延べ人数
児玉郡市広域総合センター研修	11コース	193人
自治人材開発センター研修	4コース	21人
埼玉県土木技術研修	3コース	4人
市町村アカデミー研修	2コース	2人
合 計	20コース	220人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に係る市の負担状況

区 分	平成19年度決算額
共済組合負担金	629,767千円

(2) 公務災害の発生状況 (平成19年度)

区 分	件 数
公務災害	6件
通勤災害	0件

8 公平委員会の業務の状況 (平成19年度)

区 分	件 数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0件

(12) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等		
		本市	(参考) 一般市における最高/最低額
給料	市長	801,000円 (890,000円)	1,089,000円 /616,000円
	副市長	718,200円 (756,000円)	895,000円 /550,800円
報酬	議長	425,000円	690,000円 /269,000円
	副議長	374,000円	620,000円 /228,000円
	議員	353,000円	560,000円 /213,000円
期末手当	(平成19年度支給割合)		
	市長	4.45月分	20%減額あり
	副市長	4.45月分	10%減額あり
	(平成19年度支給割合)		
	議長	4.25月分	
	副議長	4.25月分	
退職手当	市長	(算定方式)	
		$890,000円 \times 48月 \times 0.35 \times 1.15$	
	(1期の手当額)	(支給時期)	
	17,194,800円	任期ごと	
副市長	副市長	(算定方式)	
		$756,000円 \times 48月 \times 0.21 \times 1.15$	
	(1期の手当額)	(支給時期)	
	8,763,552円	任期ごと	

(注) 給料の()内は、減額措置を行う前の金額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

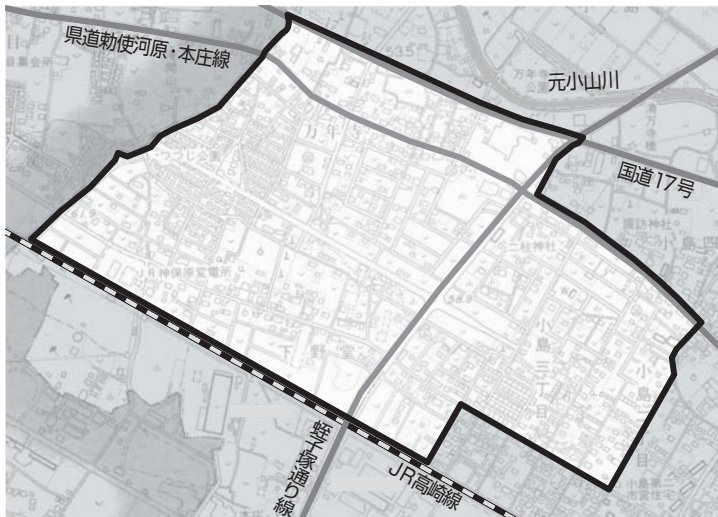
勤務時間	1週間の勤務時間 40時間 (国：1週間 40時間)
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休息時間	正午から午後0時15分までおよび 午後3時から3時15分まで
休憩時間	午後0時15分から1時まで

(2) 休暇制度の概要・種類等

休暇の種類	給与	概 要
年次有給休暇	有給	1の年につき20日(最大20日を翌年に繰り越し)
病気休暇	有給	負傷または疾病のため療養する必要がある場合に、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間
特別休暇	有給	出産の場合、忌引の場合、結婚の場合など21種類
介護休暇	無給	負傷、疾病または老齢により2週間以上にわたり親族を介護するために、勤務しないことが相当であると認められる場合に、6月以内の必要と認められる期間
組合休暇	無給	職員団体の業務または活動に従事する場合に、1の年につき30日以内

11月4日から

第6次住居表示整備事業 新しい町名が誕生しました



小島西土地区画整理事業の完了に合わせて進めてきました第6次住居表示整備事業によって、新しい町名が誕生しました。

新しい町名は、街区方式により住居表示されたものとなります。(詳しくは下図をご覧ください。)

これにより、従来の地番による複雑な住所が解消され、郵便配達や緊急車両の到着がスムーズになります。また、町の形が整うため、他の地域の人でも、住所を見るだけでその家を探することができますようになります。

住居表示が実施されることで、「自治会等が変わってしまうのでは?」と心配する声も聞かれますが、自治会・支会・小中学校の通学区などの区域に変更はありません。

なお、運転免許証や預金通帳等の住所変更の申請は必要になりますので、手続きをお願いします。

第6次住居表示街区割り図

※丸数字は街区割りの番号です。



住居表示整備事業についてのお問い合わせは、まちづくり課 (☎ 25 11 18) へ